

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年11月22日(2018.11.22)

【公開番号】特開2017-131518(P2017-131518A)

【公開日】平成29年8月3日(2017.8.3)

【年通号数】公開・登録公報2017-029

【出願番号】特願2016-15746(P2016-15746)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月9日(2018.10.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

そして、このような遊技機として、変動入賞装置内に特定領域を備え、特定領域に遊技球が入賞すると特別遊技状態を発生可能な遊技機(いわゆる2種パチンコ機)が提供されている(例えば、特許文献1参照)。当該構成は、いわゆる1種パチンコ機にも流用可能であり、その場合、特定領域に遊技球が入賞したか否か判定し、その判定結果に基づき特別遊技状態に係る決定を行う。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

以上の課題を解決するため、請求項1に記載の発明は、所定のゲームの結果が特別結果となった場合に遊技者に遊技価値を付与する特別遊技状態を発生可能な遊技機において、

特定領域に遊技球が入賞したか否か判定し、当該判定結果に基づき前記特別遊技状態に係る決定を行う決定手段を備え、

前記決定手段は、前記特定領域および当該特定領域とは異なる非特定領域の何れか一方へと遊技球を誘導可能な第1可動部材と、前記特定領域へと遊技球を誘導可能な第2可動部材と、を有し、

前記第1可動部材による前記特定領域への誘導が未決定の状態の遊技球に対して、前記第2可動部材の作用により、前記特定領域へ当該遊技球を誘導可能にしたことの特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定のゲームの結果が特別結果となった場合に遊技者に遊技価値を付与する特別遊技状態を発生可能な遊技機において、

特定領域に遊技球が入賞したか否か判定し、当該判定結果に基づき前記特別遊技状態に係る決定を行う決定手段を備え、

前記決定手段は、前記特定領域および当該特定領域とは異なる非特定領域の何れか一方へと遊技球を誘導可能な第1可動部材と、前記特定領域へと遊技球を誘導可能な第2可動部材と、を有し、

前記第1可動部材による前記特定領域への誘導が未決定の状態の遊技球に対して、前記第2可動部材の作用により、前記特定領域へ当該遊技球を誘導可能にしたことの特徴とする遊技機。